

特定計量器販売事業者の遵守事項及び諸手続きについて

1 販売する際に届出が必要な特定計量器、事業の区分及び略称

政令で定められている特定計量器は、非自動はかり（家庭用特定計量器を除く。）、分銅及びおもりとなっています。（施行令 第13条）

上記以外の特定計量器は、届出をしないで販売することができます。

事業の区分及び略称は下記のとおりです。（施行規則 第16条）

事業の区分	事業の区分の略称
非自動はかり、分銅及びおもり	質量計

2 販売事業者の遵守事項

販売事業の届出をした事業者には、適正な計量の実施を確保するため、遵守すべき事項が定められています。（計量法 第52条第1項）

遵守すべき事項（施行規則 第19条第1項、第2項）

- ① 届出に係る特定計量器の性能及び使用の方法、当該特定計量器に係る法の規制その他当該特定計量器に係る適正な計量の実施のために必要な知識の習得に努めること。
- ② 届出に係る特定計量器を購入する者に対し、適正な計量の実施のために必要な事項を説明すること。

「取引・証明に使用されるはかり」を購入される方に対しては、検定証印又は基準適合証印が付された「はかり」を販売し、その正しい使用方法と定期検査の受検義務について説明して下さい。

また、「はかり」は、重力加速度の影響により、使用場所が制限されているものがあります。購入される方に使用場所を確認し、適切な「はかり」を販売して下さい。

不遵守の場合の措置（計量法 第52条第2項～第4項）

- ① 都道府県知事は、販売事業者が遵守すべき事項を遵守しないため、当該特定計量器に係る適正な計量の実施の確保に支障が生じていると認められる場合、遵守すべきことを勧告することができる。
- ② 勧告に従わなかった場合、その旨を公表することができる。
- ③ 勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合、特に必要があると認めるときは、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

罰則（計量法 第174条第2項）

上記③の命令に違反した者は30万円以下の罰金

3 届出の諸手続き

① 特定計量器を販売しようとするとき

政令で定める特定計量器の販売の事業を行おうとする者は、営業所の所在地を管轄する都道府県知事に「特定計量器販売事業届出書」を提出しなければなりません。

② 変更が生じたとき

届出者の氏名、名称等、当初届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく販売の事業を届け出た都道府県知事に「届出書記載事項変更届」を提出しなければなりません。

③ 事業を廃止したとき

政令で定める特定計量器の販売の事業を廃止したときは、遅滞なく販売の事業を届け出た都道府県知事に「廃止届」を提出しなければなりません。